

## 平成26年度第1回がん対策推進協議会議事録

日時 平成26年8月8日（金）

14:00～15:30

場所 福岡県庁北棟10階 特9会議室

※議事録の文章は、実際の発言の趣旨を損なわない程度に、読みやすく整理したものです。

### （司会）

それでは時間となりましたので、平成26年度第1回がん対策推進協議会を開催させていただきますと思います。

開催にあたりまして、健康増進課長よりご挨拶を申し上げます。

### （健康増進課長）

皆さんこんにちは。日頃から、福岡県のがん対策につきましては、それぞれの委員の立場でご理解・ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日の議題に先立ちまして、福岡県では、皆様のご審議のもとで平成25年3月に「福岡県がん対策推進計画」を策定しておりまして、平成25年度からその計画に基づき、事業と対策を進めているところでございます。

その中で今回新しく「働く世代のがん患者の支援の充実」というものを計画に盛り込んでおり、今年度から新しく福岡労働局の職業対策課長の澤様にご就任いただいているところでございます。後ほど、ご紹介させていただきます。

また、この計画では、がん医療につきまして、医療提供体制との整備が謳われております。今回、議題にあげておりますが、福岡県では、新しくがん診療連携拠点病院等についての整備を考えているところでございます。

今年1月10日に新しく整備に関する指針が出ました。この拠点病院が、今18ありまして、今年度から新たに再指定するところでございましたが、1月10日指針発表ということで、国の方も1年指定期間を延長するということになり、来年の4月1日に再指定という運びになっております。

今日は、その議題をメインにして、皆様方の意見を頂戴したいと思っております。

また、先ほど申し上げましたように、新たな計画に基づきまして、昨年度、アクションプランについても、皆様にご審議いただきました。それ以外の項目についても、いろいろとご意見もある方もいらっしゃるれば、この機会にご意見、あるいはご協議いただければというふうに思っております。

お忙しい中でございます、貴重な時間でございます。どうぞ、忌憚のないご意見をいただきまして、本日の会議をよろしくお願いいたします。

**(司会)**

それでは、ここで新たに委員になられました委員の方のご紹介をさせていただきますと思います。先ほど挨拶の中でもございましたが、がん患者の就労支援に関しまして、新たに委員として厚生労働省福岡労働局職病安定部職業対策課長の澤様にご就任いただいております。

**(委員)**

職業対策課長の澤でございます。私ども労働局の方では、本年度から「長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援モデル事業」、非常に長い名前ですが、いわゆるがん患者の中で、就労が可能な人たちに対する支援というものが求められておりました。昨年度全国で5か所、今年度から7か所開始して、現在計12か所、福岡労働局でもモデル事業として実施することになりました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

**(司会)**

それでは、所属の異動等によりまして、委員に交替がっておりますので、ここでご紹介させていただきます。

福岡市保健福祉局健康医療部長の入江様、北九州市保健福祉局地域支援部健康増進課長の河端様、県教育庁体育スポーツ健康課長の日高様にご就任いただいております。

また、本日は入江委員につきましては、代理出席ということで佐伯様、また、日高委員につきましては、代理出席ということで丸山様にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

なお、本日の協議会は、議事録を公開することになっておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

それから、本日ご欠席の連絡をいただいております委員の紹介をさせていただきます。本日は、中島委員、西原委員におかれましては、所用によりご欠席という連絡をいただいておりますのでご案内させていただきます。

また、本日は、傍聴の申し込みがございまして、傍聴者2名ということで会議の方、開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、はじめにお手元の資料の確認をさせていただきます。

**〔配布資料の確認〕**

これからの議事進行につきましては、会長の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**(会長)**

では、本日の議題に従いまして、協議会を進めていきたいと思っております。

議題が3つあります。早速ですが、議題の1番、「がん診療連携拠点病院等の実地調査について」事務局の方から説明をしてください。

## (事務局)

お手元の資料1をご覧ください。

「がん診療連携拠点病院等の実地調査について」ということで、国の方が指定しますがん診療連携拠点病院等の指定要件を定めました新しいがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針、新指針と申しますけれども、これが平成26年1月10日に示されました。

これを受けて、対象となります病院の状況につきまして、把握・確認させていただき、福岡県の今後のがん拠点病院の機能強化ですとか、がん診療提供体制の構築のために、実地調査に回らせていただきまして意見交換等を行いました。

実地調査の概要ですけれども、新指針の主な項目につきまして、現状の把握、指定要件の確認等を行いました。

新指針の主な項目につきましては、資料2の方の新指針、国の整備指針の改正についてをご覧ください。

資料2の2になりますけれども、国の整備指針の改正について、国の方では、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」におきまして、旧指針の整備では、これまでがん診療連携拠点病院を指定してきましたけれども、病院間で診療実績に格差があるだとか、空白医療圏でがん診療拠点病院の整備がなかなか進まない、診療支援の内容等につき、国民にわかりやすく示されていないというような指摘がございまして、今後は新しい指針に基づいて、整備されることとされています。

指針の主な改正点ですけれども、まず、(1)ですが、指定要件の強化ということで、診療実績につきまして、「年間入院がん患者1,200人以上」という項目しかございませんでしたけれども、新しい指針につきましては、院内がん登録や放射線治療、がんに係る化学療法延べ患者数、悪性腫瘍の手術件数、この4点につきましては、いずれも満たすことと指針が示されております。または、人口等が少ない二次医療圏につきましては、当該二次医療圏に居住するがん患者のうち2割程度について、診療実績があること、このどちらかを満たすこととされています。

また、この診療体制につきましては、診療従事者について、多くの職種におきまして、当該診療に従事する医療従事者の専門性や業務時間の割合(専任や専従)について、示されたところでございます。

また、診療機能につきましても、集学的治療及び緩和ケアの提供体制等について、より具体的な実施体制ですとか、方法等が示されているところでございます。

(2) 地域がん診療病院につきましては、これは新たに新設されたところでございますけれども、先ほど申しましたように、空白の医療圏につきましては、がん診療連携拠点病院の整備が進まないということで、空白医療圏にある病院が近接するがん診療連携拠点病院と連携体制を構築しまして、グループとして指定することにより、地域がん診療病院を新設していこうということになっております。

地域拠点病院と比べまして、指定要件、診療実績ですとか、放射線治療機器の設置、診療従事者の配置等、緩やかではございますが、当該医療圏におけるがん患者の診療拠点となるべく、緩和ケア体制ですとか、病病連携、病診連携の協力体制、相談支援・

情報提供については、地域拠点病院と同等レベルの要件が示されているところでございます。

また（３）の特定領域がん診療連携拠点病院につきましても、特定のがん種について高度な診療機能を持ち、県内で最も多くの患者を診療している病院で、地域拠点病院の指定要件を満たすべきとされているところを特定領域がん診療連携拠点病院ということで新たに新設されているところでございます。

このように、国の整備指針の改正を踏まえまして、また、資料１の方に戻っていただき、実地調査につきましては、１の（１）でございますけれども、既指定病院については、平成２６年４月１日から５月１１日にかけて、国指定のがん診療連携拠点病院１５か所と福岡県が指定しておりますがん診療拠点病院３か所を実地調査に入りました。

（２）新規申請予定病院につきましては、その後の５月から６月にかけて、国指定がん診療連携拠点病院等の新規申請を予定しております病院につきまして、実地調査に入らせていただきました。

実地調査のまとめですけれども、個々の病院につきましては、論述いたしません、診療実績につきましては、既指定病院の多くの病院は、調査時点で、新指針の指定要件を満たしていますが、新規申請予定病院につきましては、それを満たしていない病院が多く、また、診療従事者等につきましては、調査時点で指定要件を満たしていない病院が少なからずありましたけれども、申請時点までに指定要件を満たすよう検討しているということ聞いております。

また、地域がん診療病院につきましては、グループ指定先のがん診療連携拠点病院との連携に時間を要すると思われるということになります。

指針が１月１０日に出まして、４月から６月に実地調査に回らせていただきました。来年度の申請においては、９月１日の時点で、また申請書等を作成していただくこととなりますので、それを踏まえて推薦していくこととなると思っております。よろしくお願ひします。

#### （会長）

ただ今がん診療連携拠点病院等の実地調査について事務局から説明がありました。何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

#### （委員）

この既指定病院で、診療実績について既指定病院の多くはと書いてありますけれども、すべてではないということなので、多分いくつかあったんだと思いますが、その中で一番難しい、ハードルが高いのはどれでしょうか。それと、満たしてない部分で対応が可能なものなのかどうかということについてはいかがでしょうか。

#### （事務局）

概ね満たしてはいただいておりますけれども、満たしていないところにつきましては、化学療法の件数ですとか、そういったところを満たしていないところがございます。

ただ、次の申請の時点でどうなるのかということについては、国の方が申請期間、申請に基づく診療実績を示す対象期間を指定してまいりますので、その期間に実績が

伴わなければ難しい状況になろうかと思えます。

(委員)

今の時点では至らないということですか。わかりました。

(会長)

他に何かご質問・ご意見はありませんか。

9月1日にまた調査をするということですね。どうぞ。

(事務局)

8月下旬ないし9月には、国の方から推薦依頼が県の方にまいりますので、9月1日時点で各拠点病院の方に申請書の方を記載していただきまして、9月下旬くらいには提出していただくように予定しており、その時点で判断されるような形になろうかと思えます。

(会長)

ありがとうございました。では、次の議題にうつります。がん診療連携拠点病院等の整備について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、資料2の「がん診療連携拠点病院の整備について」ということで、ご説明をさせていただきます。

先ほども少し説明させていただきましたけれども、平成26年1月10日に新しい指針の方が示されましたので、改めてがん診療連携拠点病院の整備について検討いたしました。以下のとおり報告させていただきます。

まず、1番の「現在の整備状況」でございますが、当初平成22年度から25年度までの4年間で、国の方が指定をされていましてけれども、指針の発出が遅れましたので、平成26年度につきましては、1年間延長するというところで26年度も現在延長されているところでございます。

15か所とそれにあわせて県指定の3か所についても、延長しているところでございます。

整備の考え方につきまして、平成22年4月の指定時点では、旧指針の指定要件を満たすことを前提といたしまして、次のとおり整備をしております。

(1)の国の指定病院につきましては、旧指針では都道府県がん診療連携拠点病院、がん拠点病院と申しますけれども、各都道府県に1か所。地域がん診療連携拠点病院、地域拠点病院と申しますが、二次医療圏に1か所指定すると国の方の指針では示されておりましてけれども、本県におきましては、県拠点病院については、県内に九州唯一のがん医療に特化した九州がんセンターを、また、県内4大学病院の中で、専門医師の育成に中心的な役割を担っていただいている九州大学病院がありますことから、県拠点病院については、2か所推薦いたしまして、国の方から指定をされているところでございます。

また、イの地域拠点病院につきましては、県内13か所あります二次医療圏を基準として考えておりますが、指定要件を満たす病院がない二次医療圏、以下空白医療圏と申しますけれども、これがありますことから、北九州、福岡、筑豊、筑後の4つの

ブロック単位で整備することといたしまして、13か所の病院を推進して指定されているところがございます。

(2)の県指定病院につきましては、先ほどのブロック単位としておりますけれども、そのブロック内の人口等を考慮いたしまして、国指定病院を補完するため、人口が集中している福岡と北九州ブロックにおいて、指定要件を満たしている3か所の病院を指定しているところがございます。

また、これとは別になりますけれども、平成25年2月に全国15か所ということで、小児がん診療拠点病院が国の方から指定されております。九州ブロックでは、九州大学病院が小児がんの拠点病院の方に整備されております。

2の国の整備指針の改正につきましては、先ほど説明をさせていただきましたので、続きまして、3の整備の考え方につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の整備につきましても、平成22年4月の整備の考え方を踏まえ、新しい指針の指定要件を満たす病院であることを前提といたしまして、次のとおり整備したいと考えております。

整備に当たりましては、指定要件に基づきまして各病院を評価するとともに、これまでの実績等につきましても考慮することとしております。

(1)国指定病院ですけれども、県拠点病院につきましては、前回の考え方に加えまして新しい指針では、拠点病院内に緩和ケアセンターを新設し、新たに立ち上げる緩和ケア部会のもと、緩和ケアの一層の推進を図ることとしております。

がんと診断された時からの緩和ケアを推進する本県といたしましては、九州がんセンターと九州大学病院の役割が一層重要となると考えておりますので、これまでどおり県拠点病院には、2つの病院の方を推薦したいと考えております。

地域拠点病院につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、13ある二次医療圏を単位としながら、前回同様の考え方で推進したいと考えております。

ウの地域がん診療病院及び特定領域病院につきましては、空白の医療圏の解消に資するなど、がん医療の向上及び均てん化に資すると考えられますので、指定要件を満たす病院を推薦したいというふうに考えております。

(2)の県指定病院、これにつきましても、前回と同様の考え方で推進していきたいと考えているところがございます。

(3)その他につきましては、整備の時期につきましては、これまで4年に1回としておりましたので、4年に1度を原則にしたいと考えております。

ただ、地域がん診療病院につきましては、グループ指定の相手先となりますが診療連携拠点病院との連携に時間を要すると考えられますので、今年度申請時に指定要件を満たす見込みがございませんので、特例といたしまして、来年度整備したいというふうに考えているところがございます。

4番の今後のスケジュールでございますけれども、本日、福岡県がん対策推進協議会を開催させていただいております。

8月下旬に、国からの推薦申請書の提出依頼が来れば、県の方から申請予定病院に對しまして申請書提出依頼の方を出していきたいと考えております。

グループ化指定等もございますので、福岡県がん診療連携協議会でもご報告させていただきたいと思っております。

9月下旬には、病院から推薦申請書を提出いただきまして、必要であれば申請病院の実地調査にお伺いして、10月下旬には、国指定の病院の推薦の方を国の方へ提出していきたいというふうに考えているところでございます。その後、県指定病院の申請の方を受け付けたいと考えております。

県指定病院につきましては、今回の国指定病院の方の申請を出していただいているということをご前提といたしまして、前回同様、要件は満たしておりますけれども、国の方への推薦に至らなかった病院につきましては、申請を受け付けたいと思っております。

予定ですけれども、平成27年の1月中に、国指定病院の推薦のヒアリングがあるかと思えます。3月には県指定病院の決定、指定書の交付、4月に国指定病院への指定書の交付を予定させていただいております。

その下に示しております表と図ですけれども、これは、現在指定されている病院の方をこちらに挙げさせていただいているところでございます。以上でございます。

#### (会長)

ありがとうございました。

新指針が今年1月10日に出されたことで、改めて整備について検討しようということで、整備の考え方については、今、報告がありましたように、大体、前回どおりということが大筋であります。何か、ご意見・ご質問はありませんか。

地域がん診療病院については、体制の構築に少し時間を要すると、特例として来年度整備をするということです。こういうことを踏まえて、今後のスケジュールがそこに出されておりますが、こういったことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

では、次の議題の3です。福岡県重粒子線治療費利子補給事業について、事務局から説明してください。

#### (事務局)

それでは、福岡県重粒子線治療費利子補給事業につきまして、説明させていただきます。

資料3ということで、交付要綱をつけさせていただいておりますけれども、一番最後のカラー刷りのチラシの方で説明をさせていただきたいと思っております。

これは、今年度から開始しました事業でございます。福岡県民の方が九州国際重粒子線がん治療センター、鳥栖市にありますサガハイマツの方で重粒子線治療を受けるために金融機関の方から治療費を借り入れた場合につきまして、利子の一部を県が補助する制度となっております。

対象の借入金は、サガハイマツの重粒子線の技術料314万円以内、対象利子に

つきましては年利率6%以内、保証利率を含むということでやっております。

対象期間につきましては、7年以内の借入につきまして対象期間とさせていただきます。

利子補給の対象者につきましては、(1)から(3)のいずれにも該当する方で資格審査の方を行わせていただくこととしています。

まず(1)ですけれども、患者ご本人、患者の親族の方、患者の3親等以内の方、又は患者と同一の世帯に属する者のいずれかであること、重粒子線治療開始時点において、福岡県内に1年以上住所を有していらっしゃる方であること、また、申請者世帯の課税総所得の合計額が600万円以下であることを対象者とさせていただいているところがございます。

申請に必要な書類につきましては、こちらの方に記載させていただいております。承認申請書を提出していただくとともに、金融機関、銀行等と金銭消費貸借契約書等を締結されますので、その写しを提出していただきます。

それに伴いまして、返済予定表の写しですとか、重粒子線治療の実施証明書、患者本人が属する世帯全員の住民票、所得証明書等を必要とすることとしています。

様式等につきましては、資料3の要綱の後ろの方に添付しておりますので、後ほどご覧になっていただければと思っております。

利子補給の対象者として、資格審査で承認された方につきましては、毎年度、利子補給金の交付申請を県の方に行っていただきまして、支払われた利子につきまして、審査をさせていただき、利子の方を年1回交付することとしています。

利子補給につきましては、1月から12月までにお支払いになられた、償還された分につきまして利子補給金の計算をさせていただきまして、利子補給の交付を翌年の2月程度に実施することとさせていただいております。

現在、このチラシを作成いたしまして、がん拠点病院ですとか、サガハイマツトの方に配布しておりますが、サガハイマツトでは、福岡県から治療に来られた方につきまして、このチラシの方を渡していただいております。

市町村、保健所の方にもこのチラシを配布して、広く県民の方に周知を図っているところがございます。以上でございます。

#### (会長)

はい、福岡県重粒子線治療費の利子の補給事業ということで、今年度から始まっております。これについて、報告がありました。何かご質問・ご意見はありませんか。まだ始まったばかりですから、実績の方はどうですか。

#### (事務局)

チラシの方を配らせていただきまして、問い合わせの方は若干増えてきてはいますけれども、申し込みの実績は今のところまだございませんが、今後とも周知の方に努めていきたいと思っております。

#### (会長)

何かご質問はありませんでしょうか。



(委員)

対象となる世帯はどのくらいあるのですか。

(事務局)

600万以下の世帯ということですか。これは国の方のホームページを見ましたところ、少しデータが古いのですが、約5割強のところは課税所得600万以下の世帯であるという資料はございました。

(委員)

世帯がいくつあるかわかりませんが、5割ですか。

(事務局)

そうです。5割くらいが対象世帯になろうかと思えます。

(委員)

相当な数になろうかと思われませんが、県は大丈夫ですか。

(会長)

利子だけですから、そんなにはならないのではないかと思うんですけどね。

(委員)

対象者は限られますからね。わかりました。

(会長)

サガハイマットには、他の県の方も行っておられるのですよね。福岡県は、こういうことをしていると言ってもらえば、他の県でもこういうことをしてもらおうということになるかもしれないので、サガハイマットにどんどんPRしてもらったらいいかもしれませんね。

(事務局)

佐賀県の方にもご協力をいただいております。当然、ハイマットの方で配布するとともに、何かあれば周知の方もしていただいております。佐賀の方では、利子補給と治療費の助成と2通りされているところですが、本県は利子補給の方で支援していきたいと考えております。

(会長)

佐賀に負けているわけですね。福岡県が。

(事務局)

佐賀は、佐賀県の中に施設を設置しております。他県も見ますと、大体県内に重粒子線施設のある都道府県はそういうことをやっていますが、逆にないところはしていません。そういう意味で言いますと、福岡県は、県内に実施施設がないにも拘わらず実施しているというような言い方もあると思います。

(会長)

他に何かご質問はありませんか。どうぞ。

(委員)

佐賀の方は治療費そのものを少し補助とございましたけれども、どの程度ですか。  
それから、福岡県は利子補給ですから、金額は増えないのでしょうか、この点について、どうお考えなのでしょうか。

**(事務局)**

佐賀県の方の治療費補助の額につきましては、30万円助成をされると聞いております。福岡県につきましては、利子補給の制度を立ち上げる際に十分検討しまして、やはり先進医療であり、また、先進医療は、直接患者自己負担が原則でございますので、それを補助するということが如何なものかということで、検討した結果、利子補給をさせていただくということで、今回、この制度を設けさせていただきました。

**(会長)**

何か、他にありませんか。

**(委員)**

こういう所得証明となると、前年度の所得証明が来るのですが、実際に今現在、所得が少なくなっているのに、前年度の所得証明で補助が受けられないと言う話を結構聞きますけど、このような点については考慮されていますでしょうか。

**(事務局)**

その点につきましては、一定の時期で所得証明書をとるということで、今回、制度をつくらせていただいております。申請時点では、所得が低い場合、翌年それがわかるわけですが、その段階で申請していただきますと、その時から受けられるということになります。また、例えば、申請後、逆に所得が上がられても、最初の時点で審査を受けられて対象となれば、そのまま利子補給の対象となります。どうしても、一定の証明をしなくてはいけないという難しい点ではありますが、翌年判明した段階で申請していただければと思います。

**(委員)**

判明する前にお亡くなりになられた場合はどうなるのですか。

**(事務局)**

課税所得の証明ができる段階になって、申請していただくという取り扱いになっております。その間は、ご自身で利子は払われていて、課税所得の証明ができる段階になって、申請いただければ、申請以降の利子については、県が支払わせていただくということです。

**(会長)**

利子補給を申請して亡くなった人はどうするのですか。

**(事務局)**

例えば患者ご本人の方が借りられている場合は、別の方が返済を一括でされるとかということがあるかと思えますけれども、それにつきましては、変更の届け出というものもございますので、そちらの方でまた判断させていただくことになろうかと思えます。

**(会長)**

いろんなケースがあると思います。その都度、きちんと判断をしていくということ

ですよね。他に何かご意見はありませんでしょうか。では、ないようですので、その他について、事務局からどうぞ。

#### (事務局)

お手元の方にチラシを配布させていただいておりますけれども、2014年度がん制圧全国大会についてご報告させていただきます。

毎年9月はがん制圧月間となっております、この期間に全国各地でがんの予防ですとか、がん検診の呼びかけが行われております。

啓発のための行事が全国の方で繰り広げられております。その中心となっております全国大会におきましては、各県順次、各地で活動している方たちが年1回一堂に会しましてがん制圧への決意を新たにすることで、今年度はがん制圧の更なる決意、アジアの中心福岡からということで、がん制圧全国大会が福岡の方で開催されることとなっております。

この大会を通じまして、がん検診の重要性を訴えまして、全国の組織と一体となって、受診率50%を目指しまして、取組みを強化できればと考えております。

主催につきましては、公益財団法人日本対がん協会、公益財団法人福岡県すこやか健康事業団が主催となっております。

開催日ですけれども、2014年9月5日金曜日、アクロス福岡のシンフォニーホールで10時から13時ということで開催予定となっております。

当日は、記念対談、記念講演といたしまして俳優の菅原文太の方が「がんと仲良く」という演題で記念講演をされる予定となっております。

記念対談といたしまして、同じく菅原文太さんと東京大学医学部附属病院の中川恵一先生との対談が開催されるようになっております。

プログラムと詳細はそちらの方に記載されているとおりでございます。

また、これにあわせまして、午後からアクロス福岡の前にあります天神中央公園でリレー・フォー・ライフのプレイベントも開催される予定になっております。以上でございます。

#### (会長)

はい。お知らせですね。がん制圧全国大会がありますので、ぜひ皆さん参加をしていただきたいということであります。予定していた議事はこれで終わりますが、何か他にありますか。どうぞ。

#### (事務局)

がん検診の受診率、国民生活基礎調査ということで1枚のグラフがついているものをお手元に配らせていただいております。

先日、平成25年に実施されました国民生活基礎調査のがん検診受診率のデータが出ておりますので、それを全国の受診率とあわせまして、福岡県の受診率の方を平成16年から3年ごとですので、19年、22年、25年ということで表にして載せております。

平成25年につきましては、平成22年と比べまして、すべてのがんにおきまして、

受診率の方は伸びているところでございます。

ただ、全国的に、全国を受診率を見ていただきますと、全国的に伸びておりますので、大腸がん以外につきましては、若干、全国順位も伸びておりますけれども、まだまだ40位台という状況になっております。ご報告させていただきます。

#### (会長)

検診受診率の目標は50%でしたよね。これが、検診部会でも大きな問題となっておりますので、なんとか受診率をアップさせたいと考えておりますが、ぜひ、先生方も皆さん方もご協力をいただきたいと、そして、何かいい意見があったら、どんどん出していただけたらと思っております。では、他に何かありませんか。

#### (委員)

ご報告だけなんですけれども、今、薬剤師会の方で、病院薬剤師会の方ともご協力いただきまして、いわゆるがんの処方、抗がん剤を投与されている患者さんの質の高い薬学的管理のためにはどうすればいいかということについて、調査をやっています。

保険薬局の方では、質の高い薬学的管理ができるための情報の内容はどういうものがあるのか。それともう一つ、外来化学療法が進んでおりますので、病院薬剤師会の方では、そういう院内で投与されている注射、簡単に言えば、レジメそのものを患者さんに持たせることができるのか、薬局の方が何クール目の治療が行われているというような情報共有を、今後どのようにやっていけばいいかという点について、丁度調査を行っているところです。来月この結果が出るのかなというふうに思っております。

それと、先ほど申しましたように、外来化学療法をやっている施設をすべてこちらの方でリストアップしまして、アンケート調査でどこまで患者さんの情報を出す、提出と言いますか、共有することができるかというところを今調査している段階です。これも9月に調査結果が出てきますので、9月にまたご報告できればと思っております。以上です。

#### (会長)

ありがとうございます。他に何かありませんか。

#### (委員)

先ほど説明があった内容で聞きもらしたかもしれないので、確認です。新たながん拠点病院の中の整備条件で、特定病院ということでご説明がありましたが、この特定のがん種という意味で、どちらかということ、5大がん以外の特殊ながん種というふうにとってもいいのかということが1点。もう一つは、がん種ということにこだわらずに、機能的で、例えば、がんリハや緩和ケアとか、そういう特定がん種ではなくて、医療技術に対しての考え方もありでしょうか。この点について教えていただきたい。

#### (事務局)

一つ目の特定のがん種というものについては、決して稀ながん種、稀少がんということで言っているものではございません。

基本的には、5大がんの中でその1つのがんであってもよいし、5大がんに含まれない中で、稀少がんと言われなほどであっても、まあ多いがんですね。婦人科がんであったり、泌尿器科のがんであったりということだと思いますが、そういったところと考えております。

特定の医療についてということで、緩和ケアが非常に盛んな所を指定することができるかということですが、これにつきましては、厚労省の方から、がん種ではないので認めないというふうに見解が出ております。

(委員)

1点目については、ありかなと思うのですが、個人的な意見として、従来の拠点病院というのは、5大がんは得意なんです、すべてのがん領域が本当に十分なのかということになると、わからないということがあります。患者数が少ないけれども、非常に有用なところを伸ばしていくということで、例えば県として後押しすると。例えば、皮膚がんであるとかですね、うまく例をあげれないんですが、そういう考え方もあってよいと思って聞きました。

(事務局)

皮膚がんというところで、県下で皮膚がんを診療実績1番というところがあがってくれば、おそらく、それはもちろん検討するに値すると思っておりますが、こちら側からこのがん種という形で、積極的に考えているところはないです。

(事務局)

加えさせていただきますけれども、この特定領域のがん診療連携拠点病院、これは連携拠点病院です。ですから、特定の医療、がん種の医療を伸ばすという観点よりも、基本は他の地域がん診療連携拠点病院と同じように、緩和ケアだとか集学的な医療とか、そういう要件は満たしておかなければならないので、やはりメインは、どちらかというところ、特定の領域を伸ばすとかいう観点よりも、地域連携拠点病院という部分を大事にしているというふうにご理解いただければと思います。

もちろん、そういう中で、特定領域のがん種に対して、県内で最も多く診療しているという要件が加わっているということでございます。

(委員)

今の件でお伺いしたいんですけれども、あまり記憶が定かではないのですが、以前は、例えば前立腺がんの特化しているとか、乳がんだけをやっているとか、血液だけを中心に集中的にやっているところについては、この中にはいるのかなと理解をしていましたけれども、少しニュアンスが変わられたのかなと思うんですが。

(事務局)

想定される特定領域と言うと、今先生がおっしゃったようなところですが、ただ、そのベースとなる要件には、地域拠点病院、要するに他の地域がん診療連携拠点病院と同じような要件を満たすというのがベースにあり、そのうえで今おっしゃったように、前立腺がんとか乳がんとか、そういったものが県内で最も多く診療しているという要件が加わっているというふうにご理解いただければと思います。

(委員)

それでは、かなりハードルが高いような印象があるのですが・・・先ほども言われたとおり、地域がん診療連携拠点病院だけでもハードルが高くて、かなり苦労されていると言われていたところで、今の話になると実際プラスアルファという意味に聞こえてきたのですが。

(委員)

今、九州でそれが認められようとしているのが、例えば鹿児島県の相良病院です。

乳がんでは緩和医療もやっているし、カンファレンスも、手術も、もちろんがん登録もやってるし、放射線機器も近くに持っているというような、基本的ながんを診療する体制は持っており、そのうえに、乳がんの特化しているというそういう形だと思

ます。その場合も、その施設と近くの地域連携拠点病院とは、タイアップでグループとして指定するという、そういうことだと理解しておりますけれども。

**(事務局)**

最後のグループのところはですね、もう一つの新しく新設されました地域がん診療病院の方です。こちらは別にグループ指定する必要はないです。

**(会長)**

よろしいですか。他に何かご質問、ご意見ありませんか。  
ないようですので、これで終了いたします。ご協力いただきましてありがとうございます。

**(司会)**

会長ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、第1回福岡県がん対策推進協議会を終了いたします。  
次回につきましては、後日またご連絡等差し上げたいと思いますが、概ね10月頃を予定しておりますので、その際にはまたご協力をお願いいたします。  
本日はどうもありがとうございました。